

今圓ノ營業停止ハ全ク營業者側ノ責任デアルト思ヒマス
吾々ハ會社並車輛王ノ状態モ一應考ヘマシタガ此ノ際明
日カラ生活ニ困ル

吾々ノ窮状ヲ御諒解願ッテ左記條項毎承認アラムコトヲ
切望致シマス

一、全従業員ヲ引續キ採用セラレタシ

一、營業停止中ノ手當トシテ金四十圓位各人ニ支給セラレ
度シ

一、伏見一營業監督ヲ即時解任セラレタシ

一、従業員ノ總意ニヨル監督ヲ認メラレタシ

一、車輛主ハ會社ニ車輛讓渡ノ際慰勞金トシテ一人當り金
志百圓也 十凡名分 合計一千九百圓セラテ支給セラレ
タシ

一、事故費及車輛不備ニ依ル科料ハ今後會社ニ於テ全額負

擔セラレ度シ

一、會社ハ速ニ就業規定ヲ制定セラレ度シ

但シ従業員代表者ノ参加ニ依ル

一、健康保険ニ即時加入セシメラレタシ

前記 歎願條項ニ對シ明二十一日正午迄ニ御回答アラム
事ヲ歎願致シマス

昭和十一年十月二十日

従業員 同代表者

久恒 定雄

関口 栄二郎

森田 三郎

森 忠雄

福永 勇吉

東京驛構内タクシ一組合